

スーパー定期 [単利型]

(自由金利型定期預金M型)

平成23年6月1日現在

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金〈M型〉 [単利型] 〔預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300〕
販売対象	・法人、個人
期間	・定型方式…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年 ・満期日指定方式…1ヵ月超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 …100円以上300万円未満 ・スーパー定期300…300万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います ・預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人は総合課税となります
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人の場合はマル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息を支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0135-22-2127）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・保護される内容については別表「預金保険制度の説明」をご覧ください

スーパー定期 [複利型]

(自由金利型定期預金M型)

平成23年6月1日現在

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金〈M型〉〔複利型〕 〔預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300〕
販売対象	・個人のみ
期間	・定型方式…3年、4年、5年 ・満期日指定方式…3年超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 …100円以上300万円未満 ・スーパー定期300…300万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算
税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます）
手数料	—
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息を支払います
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0135-22-2127）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・保護される内容については別表「預金保険制度の説明」をご覧ください

スーパー定期 [単利型]

(定振定期預金「たくわえ」)

平成23年6月1日現在

商品名 (愛称)	定振定期預金「たくわえ」
販売対象	・個人
期間	定型方式1年・自動継続
預入 (1) 条件	・定期積金満期額から定期預金新規へのご契約とします。 ・満期額に増額する場合は、満期額の2倍を上限とし原資は現金または普通預金からの振替とします。 ・定期預金のご契約は定期積金満期解約手続後7日以内とします。 ・1,000万円以上のご契約でもスーパー定期となります。
(2) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利	・預入時の店頭表示の利率プラス0.10%を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	——
付加できる 特約事項	マル優の取扱いができます。 総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の適用利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息を支払います。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0135-22-2127）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・保護される内容については別表「預金保険制度の説明」をご覧ください。